

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月9日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市獅子駒埼北岸 田助港外防波堤灯台から真方位185°870m付近 (概位 北緯33°23.0′ 東経129°33.8′)
事故の概要	漁船615天膳は、南南西進中、岩礁に乗り揚げた。 615天膳は、船首船底に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 615天膳、18トン NS2-23461（漁船登録番号）、有限会社海星水産 第292-50720号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首船底に破口、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、約10ノットの対地速力で、自動操舵により南南西進中、単独で操船していた船長が居眠りに陥り、岩礁に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約3.0mであった。 船長は、本事故の前日、約3～4時間の睡眠をとって昼前に起床し、夜間操業後、9日05時ごろ漁場を発進し、睡眠不足や夜間操業から疲労を感じていた。 船長は、疲労が蓄積して眠気を催したものの、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、居眠りしたと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、疲労が蓄積して眠気を催したものの、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して獅子駒埼北岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、本船が変針予定場所を通過して獅子駒埼北岸の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・椅子に腰を掛けて操船する場合は、時々椅子から立ち上がるなど、居眠り運航を防止する工夫をすること。